証券コード　８０９３
平成29年６月1日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目２番１号
極 東 貿 易 株 式 会 社
代表取締役社長　三　戸　純　一

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年６月20日（火曜日）営業時間終了の時（午後５時40分）までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月21日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
　東京証券会館８階ホール
　（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額 決定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載しておりますのでご覧ください。
　なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が堅調に推移し、輸出も緩やかながら拡大傾向を続け、消費は依然として低迷しているものの、景気は回復傾向が持続しております。また、世界経済においても、米国が消費中心に堅調な景気動向を継続し、欧州および中国においても回復基調となっておりますが、北朝鮮における地政学的リスクが大きな懸念材料であり、先行きは決して予断を許さぬ状況となっております。

このような環境の下、当グループは中期経営計画「KBK 2016」に基づく重点戦略を着実に推し進め、計画初年度である当連結会計年度では、営業利益及び経常利益についてはその数値目標をクリアし、拡充した海外拠点のグループ会社間による積極的な活用を展開するなど、計画達成に向けての事業基盤を強化いたしました。

この結果、当グループの当連結会計年度の業績につきましては、火力発電所向け計装システム事業が前年度に引き続き高水準に推移したことに併せ、複合材料事業とグループ会社であるエトー株式会社を主とする機械部品関連事業の業績が底上げしたことで、収益は前年度水準を確保し、計画を上回ることとなりました。しかしながら、重電設備事業および航空電子事業の大口案件が一部翌期に先送りされたことにより、当グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ66億10百万円減少し、596億26百万円となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

基幹産業関連部門

前年同期には大口案件に恵まれた資源開発機器事業の落込みに加え、重電設備事業において大口案件が翌期に先送りされることとなりました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ42億86百万円減少の185億79百万円となりました。

電子・制御システム関連部門

火力発電所向け計装システム事業においては、前連結会計年度に比べて下振れしたものの収益としては高水準に維持し、電子機器事業においても電子部品は好調に推移いたしましたが、太陽光発電関連事業の大口案件が翌期に先送りされたことなどもあり減収となりました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ21億76百万円減少の103億３百万円となりました。

産業素材関連部門

複合材料事業は関連副資材や繊維機械設備などの底上げで伸張し、樹脂・塗料関連事業においても米国および中国での事業が堅調に推移しましたものの、年度を通してみた場合には円高の影響を受けて、減収となりました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ12億11百万円減少の164億39百万円となりました。

機械部品関連部門

当グループのエトー株式会社のねじ関連事業が国内外で底上げし、ばね関連事業についても収益を伸ばすなど好調に推移いたしました。この結果売上高は前連結会計年度に比べ10億62百万円増加の143億４百万円となりました。

セグメント情報

（単位：百万円）

区分	平成28年度 当連結会計年度		平成27年度 前連結会計年度		増減(△印減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
		%		%		%
基幹産業関連	18,579	31.1	22,865	34.6	△4,286	△18.7
電子・制御システム関連	10,303	17.3	12,479	18.8	△2,176	△17.4
産業素材関連	16,439	27.6	17,650	26.6	△1,211	△6.9
機械部品関連	14,304	24.0	13,241	20.0	1,062	8.0
合計	59,626	100.0	66,237	100.0	△6,610	△10.0

損益の状況

損益面におきましては、火力発電所向け計装システム事業が前年度に引き続き高水準に推移したことに併せ、複合材料事業とグループ会社であるエトー株式会社を主とする機械部品関連事業の業績が底上げしたことで、収益は前年度の水準を確保し計画を上回ることとなりましたが、重電設備事業および航空電子事業の大口案件が一部翌期に先送りしたことで、当グループの当連結会計年度の売上総利益につきましては、前連結会計年度に比べ１億51百万円減少し84億80百万円となり、営業利益につきましても前連結会計年度に比べ13百万円減少し11億90百万円となりました。

経常利益につきましては、持分法による投資利益が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ２億９百万円増加し16億40百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、負ののれん発生益の特別利益を計上した前連結会計年度に比べ11億45百万円減少し10億55百万円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては新たな調達はなく、社債および長期借入金を10億10百万円の返済を実行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑵ 対処すべき課題

当グループは中期経営計画「KBK 2016」において、中長期的な時間軸の中で経済環境の激変にも耐え得る経営基盤を築き、株主価値の持続的な向上を図るための重点戦略を策定し、全てのステークホルダーの皆様に満足いただける企業集団を目指して邁進しております。

当グループは、既存事業の基盤を着実に強化するとともに、新規事業開拓を積極的に推し進めており、当連結会計年度には、欧州の拠点を基盤として次期以降につながる新たな事業を構築し、当グループのユトー株式会社の取扱商材を米国およびメキシコの拠点を通じて事業展開を開始するなど、当グループのシナジーを生かした新たな事業機会を創出しております。これらは中期経営計画「KBK 2016」で掲げた重点戦略に基づくものであり、計画達成に向けての歩みを着実に進めてまいります。

また、株主の皆様に対する利益還元も経営の重要課題の一つに位置づけており、今後の更なる増配を実現するために、収益力を高めることによる財務体質の強化を徹底してまいります。

経営管理面では、平成29年６月21日より新体制となる監査等委員会設置会社に移行する予定であり、コーポレートガバナンスコードに沿った形での経営の意思決定と業務遂行の透明性と公平性の高い企業を目指してまいります。

中期経営計画の数値目標の達成のみならず、戦略目標を実現していくことこそが当グループにおける経営戦略上の最重要課題と認識し、当グループ一丸となって鋭意邁進する所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

⑶ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

項目	平成25年度（第94期）	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）	平成28年度（第97期）（当期）
売上高（百万円）	47,834	49,009	66,237	59,626
経常利益（百万円）	1,113	851	1,431	1,640
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,111	763	2,201	1,055
１株当たり当期純利益（円）	41.55	28.56	73.99	32.67
純資産（百万円）	13,702	15,513	20,280	21,690
総資産（百万円）	35,002	37,560	49,007	49,156

② 当社の財産及び損益の推移

項目	平成25年度（第94期）	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）	平成28年度（第97期）（当期）
売上高（百万円）	38,074	37,092	42,355	35,744
経常利益（百万円）	877	613	678	860
当期純利益（百万円）	1,091	597	442	638
１株当たり当期純利益（円）	40.78	22.35	14.87	19.74
純資産（百万円）	11,758	13,051	13,708	14,894
総資産（百万円）	30,593	31,968	39,807	39,663

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する親会社はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
(重要な子会社)			
KBK Inc （米国）	9,400千米ドル	100.00	貿易業
日本システム工業株式会社	50百万円	100.00	電子機器の製造及び各種ソフトウェアの開発、販売
極東貿易(上海)有限公司（中国）	11,123千人民元	100.00	貿易業
株式会社ゼットアールシー・ジャパン	16百万円	100.00	重防食塗料の輸入販売
KBKスチールプロダクツ株式会社	150百万円	100.00	高性能ステンレススチールベルトなどの製造、販売
サンコースプリング株式会社	45百万円	100.00	定荷重ばね、ステンレス製各種ばね類の製造、販売
ファーレ株式会社	10百万円	100.00	給電装置の輸入販売
オートマックス株式会社	30百万円	100.00	各種性能評価試験装置等の製造、販売
エトー株式会社	669百万円	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION(MALAYSIA) SDN.BHD.（マレーシア）	1,000千マレーシアリンギット	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD. （台湾）	5,000千台湾ドル	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
SIAM ETO CO., LTD （タイ）	110,000千タイバーツ	94.44	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO(HONG KONG) CO., LTD. （香港）	2,000千香港ドル	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
(重要な関連会社)			
ABB日本ベーレー株式会社	192百万円	29.4	自動制御装置及び同機器の設計、製造、販売
藤倉化成塗料(天津)有限公司(中国)	8,600千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
藤倉化成(佛山)塗料有限公司(中国)	13,999千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
上海藤倉化成塗料有限公司(中国)	69,000千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
E&H PRECISION(THAILAND)CO.,LTD.(タイ)	76,000千タイバーツ	25.0	ねじ鋲螺その他工具の販売

③　特定完全子会社に関する事項

会社名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ヱトー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	10,013百万円	39,663百万円

⑸ **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

電力、鉄鋼、建設関係の機械設備、航空機関連機器、機械部品(各種ばね類、ねじ関連機械器具等)、電子機器及びソフトウェア、資源開発機器、食品機械、食品用副資材、プラスチックその他雑貨類の国内販売業並びに輸出入業（外国間取引を含む）。

⑹ 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

当社国内店：	本店（東京都千代田区）、札幌支店（札幌市中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市北区）、福岡支店（福岡市中央区）
当社海外店：	台北支店（台湾 台北）
ＫＢＫ Ｉｎｃ：	本店（米国 ニューヨーク）、ミシガン駐在員（米国 ミシガン）
日本システム工業株式会社：	本店（東京都千代田区）、田町営業所（東京都港区）
KBKスチールプロダクツ株式会社：	本店（平塚市）
極東貿易(上海)有限公司：	本店（中国 上海）、北京事務所（中国 北京）、広州事務所（中国 広州）
株式会社ゼットアールシー・ジャパン：	本店（東京都千代田区）
サンコースプリング株式会社：	本店（横浜市港北区）
ファーレ株式会社：	本店（大阪市中央区）
オートマックス株式会社：	本店（東京都板橋区）
エトー株式会社：	本店（横浜市西区）
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.：	本店（マレーシア セランゴール）
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.：	本店（台湾 台北）
SIAM ETO CO., LTD. ：	本店（タイ バンコク）
ETO(HONG KONG) CO., LTD.：	本店（香港）

⑺ 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数（名）
基幹産業関連	110 （ 24）
電子・制御システム関連	63 （ 15）
産業素材関連	92 （ 9）
機械部品関連	322 （184）
全社（共通）	42 （ 8）
合計	629 （240）

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名(28名)	５名増	43才６か月	19年１か月

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,844
株式会社三井住友銀行	1,323
株式会社みずほ銀行	1,207

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　100,000,000株
(2)　発行済株式の総数　32,479,592株
(3)　株主数　4,222名
(4)　大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託IHI口	1,927	5.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,495	4.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,099	3.40
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,002	3.10
株式会社三井住友銀行	987	3.05
株式会社ニレコ	757	2.34
極東貿易取引先持株会	709	2.19
黒田孝井	636	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	555	1.71
東芝三菱電機産業システム株式会社	484	1.49

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（164,780株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	廣阪　明	
代表取締役社長	三戸純一	営業統括本部長
常務取締役	吉川忠志	営業統括本部副本部長、海外事業統括グループ 担当、KBK Inc 社長、極東貿易（上海）有限公司 董事長
取締役	齋藤壽士	エトー株式会社 代表取締役社長
取締役	釜　和明	株式会社IHI相談役、公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長、中央職業能力開発協会 会長、日本精工株式会社 社外取締役、コニカミノルタ株式会社 社外取締役、住友生命保険相互会社 社外取締役
取締役	松井秀一	執行役員、電子・計装グループ　担当 ABB日本ベーレー株式会社 代表取締役
取締役	岡田義也	執行役員、産業・資源グループ、国内子会社統括グループ　担当
取締役	苫米地信輝	執行役員、管理統括本部長、管理企画グループ　担当
常勤監査役	蓮実輝夫	
常勤監査役	大内　晋	
監査役	田辺信彦	弁護士、KYCOMホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	荒井卓一	公認会計士、三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役

（注）１．取締役釜和明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役田辺信彦氏、監査役荒井卓一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．常勤監査役蓮実輝夫氏は、当社において長年、経理・財務・監査業務を担当しており、また常勤監査役大内晋氏は、当社において長年、経理・財務・企画業務を担当しており、さらに、社外監査役である田辺信彦氏は弁護士として、荒井卓一氏は公認会計士として、各々専門知識を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は取締役釜和明氏、監査役田辺信彦氏、監査役荒井卓一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成28年6月21日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤田耕三氏は任期満了により退任いたしました。
６．取締役釜和明氏は、平成28年５月27日をもって一般社団法人日本航空宇宙工業会 会長を、平成28年６月30日をもって一般社団法人日本航空機エンジン協会 代表理事を退任いたし、平成28年７月５日をもって住友生命保険相互会社 社外取締役に就任いたしました。

(2)　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	182百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	52 (11)
合　　計	13	235

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4．当社は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3)　社外役員に関する事項

①　取締役　釜　和明

(ア)　重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社IHIの代理・特約店として同社から電機品等を購入しており、また同社に自動制御装置等を販売しております。当社は公益財団法人財務会計基準機構の法人会員です。当社は一般社団法人日本航空宇宙工業会の賛助会員です。

当社は、一般財団法人日本航空機エンジン協会、中央職業能力開発協会、日本精工株式会社、コニカミノルタ株式会社及び住友生命保険相互会社との間にはいずれも特別な関係はありません。

(イ)　当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は85％であります。

出席した取締役会においては、報告事項や決議事項について、主として会社経営者経験者としての見地・視点より適宜適切な質問・照会をするとともに、必要に応じ経営判断を含めた貴重な意見具申を行っております。

(ウ)　責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

② 監査役　田辺信彦

㈠ 重要な兼職先と当社との関係

当社はKYCOMホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

㈡ 当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈢ 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 監査役　荒井卓一

㈠ 重要な兼職先と当社との関係

当社は三井住友海上火災保険株式会社との間には特別な関係はありません。

㈡ 当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は92％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として公認会計士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈢ 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5．会計監査人の状況

⑴　名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

（注）1．当社の重要な子会社のうち、KBK Inc、極東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社の監査役会は、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容、監査日数及び報酬見積等を検討のうえ合理性及び妥当性を総合的に評価した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑶　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、代表取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも１名は弁護士とする（平成21年６月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。

◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。

◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。

◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。

・取締役会は、取締役、監査役または監査役の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。

◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定する。

◇取締役会は、中期事業計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。

◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。

◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。

◇取締役会の検討結果に基づき、担当取締役は、実施すべき具体的な計画・施策等を執行役員に策定・遂行させるとともに、執行役員の遂行状況を監督し、執行役員は、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けた上で、次の通り子会社の業務の適正を確保する。

◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。

◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。

◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。

◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社からなる企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。

◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。

◇監査役及び内部監査部門は、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程に基づき、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・取締役会は、監査役会の求めに応じて監査役直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
・補助使用人は、監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査役会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。
・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査役会の承認を得る。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査役への報告をさせる。
・取締役会は、その他、経営戦略会議、執行役員会等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査役への報告をさせる。
・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
・監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査役及び監査役会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査役の事務を補助させる。
・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

企業倫理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの確保・向上に向けた活動計画を策定し、当社規範の周知徹底、Eラーニング等の各種施策を実施し意識向上を図りました。

損失の危険の管理については、管理部門各部で担当部門について、また定期的に開催する財務報告に関する内部統制委員会等の各種委員会で所管業務について、それぞれリスク判断・対応を行いました。

取締役会は13回開催し、社内の全ての重要事項について適切に意思決定と情報共有を行った他、2016年４月に策定した中期経営計画「KBK 2016」に則り、単年度の業績目標・予算を決定し、海外子会社を含めた当グループ全体に示達しました。また各営業部・子会社が立案した事業計画・予算の遂行状況を点検し、必要に応じて改善を指示するための会議を四半期ごとに開催し、また海外子会社についても、会議の場で事業の状況等の報告を行いました。

内部監査部門は、期初に立案した内部監査計画に基づき、当社内及び子会社等に対して監査を行い、結果を監査役を含む経営陣に報告しました。

監査役会は合計13回開催し、監査役間で意見交換を実施するとともに、関連部門・子会社取締役等からの監査役への報告、監査役・代表取締役・関係部門間での、意見交換を随時実施しました。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**34,964**	**流動負債**	**22,262**
現金及び預金	7,970	支払手形及び買掛金	14,461
受取手形及び売掛金	18,969	１年内償還社債	137
有価証券	300	短期借入金	2,830
商品及び製品	3,084	未払法人税等	295
仕掛品	855	前受金	3,430
原材料及び貯蔵品	219	賞与引当金	300
前渡金	2,467	その他流動負債	807
繰延税金資産	288	**固定負債**	**5,202**
その他流動資産	853	社債	1,186
貸倒引当金	△43	長期借入金	1,817
固定資産	**14,192**	繰延税金負債	694
有形固定資産	**2,304**	長期未払金	61
建物及び構築物	753	退職給付に係る負債	1,390
機械装置及び運搬具	73	その他固定負債	53
備品	112	**負債合計**	**27,465**
土地	1,284	**純資産の部**	
リース資産	79	**株主資本**	**19,887**
無形固定資産	**266**	資本金	5,496
のれん	26	資本剰余金	7,424
その他無形固定資産	239	利益剰余金	7,016
投資その他の資産	**11,621**	自己株式	△48
投資有価証券	9,179	**その他の包括利益累計額**	**1,164**
繰延税金資産	80	その他有価証券評価差額金	1,588
長期貸付金	14	繰延ヘッジ損益	△5
その他投資	2,364	為替換算調整勘定	△233
貸倒引当金	△18	退職給付に係る調整累計額	△184
		非支配株主持分	**638**
		純資産合計	**21,690**
資産合計	**49,156**	**負債純資産合計**	**49,156**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**59,626**
売上原価	**51,146**
売上総利益	**8,480**
販売費及び一般管理費	7,290
営業利益	**1,190**
営業外収益	**656**
受取利息	30
受取配当金	155
持分法による投資利益	435
その他営業外収益	35
営業外費用	**206**
支払利息	63
支払手数料	5
為替差損	91
その他営業外費用	47
経常利益	**1,640**
特別利益	**54**
投資有価証券売却益	54
特別損失	**130**
投資有価証券評価損	130
税金等調整前当期純利益	**1,564**
法人税、住民税及び事業税	427
法人税等調整額	△12
当期純利益	**1,149**
非支配株主に帰属する当期純利益	**93**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,055**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日　残高	5,496	7,424	6,154	△47	19,026
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△193		△193
親会社株主に帰属する当期純利益			1,055		1,055
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	861	△0	860
平成29年３月31日　残高	5,496	7,424	7,016	△48	19,887

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日　残高	766	△29	209	△249	696	557	20,280
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△193
親会社株主に帰属する当期純利益					－		1,055
自己株式の取得					－		△1
自己株式の処分					－		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	822	23	△442	65	468	80	548
連結会計年度中の変動額合計	822	23	△442	65	468	80	1,409
平成29年３月31日　残高	1,588	△5	△233	△184	1,164	638	21,690

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**17,491**	**流動負債**	**20,429**
現金及び預金	1,233	支払手形	467
受取手形	1,322	買掛金	9,169
売掛金	10,546	１年内償還社債	137
商品及び製品	1,446	短期借入金	7,676
前渡金	1,984	未払金	128
前払費用	66	未払法人税等	67
繰延税金資産	113	未払費用	5
その他流動資産	806	前受金	2,469
貸倒引当金	△30	賞与引当金	140
固定資産	**22,171**	その他流動負債	169
有形固定資産	**423**	**固定負債**	**4,338**
建物	186	社債	1,186
構築物	4	長期借入金	1,784
機械装置	1	繰延税金負債	563
車両運搬具	0	長期未払金	1
備品	54	退職給付引当金	777
土地	123	その他固定負債	25
リース資産	53	**負債合計**	**24,768**
無形固定資産	**158**	**純資産の部**	
借地権	71	**株主資本**	**13,324**
ソフトウエア	49	**資本金**	**5,496**
その他無形固定資産	37	**資本剰余金**	**5,096**
投資その他の資産	**21,589**	資本準備金	5,096
投資有価証券	5,914	**利益剰余金**	**2,780**
関係会社株式	14,109	利益準備金	356
出資金	182	その他利益剰余金	2,424
関係会社出資金	1,028	建物圧縮記帳積立金	18
長期前払費用	1	別途積立金	242
長期貸付金	14	繰越利益剰余金	2,163
差入保証金	328	**自己株式**	**△48**
その他投資	14	**評価・換算差額等**	**1,569**
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	1,574
		繰延ヘッジ損益	△5
		純資産合計	**14,894**
資産合計	**39,663**	**負債純資産合計**	**39,663**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**35,744**
売上原価	**31,853**
売上総利益	**3,890**
販売費及び一般管理費	3,585
営業利益	**305**
営業外収益	**703**
受取利息	2
受取配当金	683
その他営業外収益	18
営業外費用	**149**
支払利息	101
支払手数料	5
社債利息	3
為替差損	22
その他営業外費用	17
経常利益	**860**
特別利益	**54**
投資有価証券売却益	54
特別損失	**130**
投資有価証券評価損	130
税引前当期純利益	**784**
法人税、住民税及び事業税	121
法人税等調整額	24
当期純利益	**638**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					建物圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日　残高	5,496	5,096	5,096	356	25	242	1,712	2,336	△47	12,881
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			－				△193	△193		△193
建物圧縮記帳積立金の取崩			－		△6		6	－		－
当期純利益			－				638	638		638
自己株式の取得			－					－	△1	△1
自己株式の処分			－				△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－					－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△6	－	450	444	△0	443
平成29年３月31日　残高	5,496	5,096	5,096	356	18	242	2,163	2,780	△48	13,324

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日　残高	855	△28	826	13,708
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△193
建物圧縮記帳積立金の取崩			－	－
当期純利益			－	638
自己株式の取得			－	△1
自己株式の処分			－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	719	23	743	743
事業年度中の変動額合計	719	23	743	1,186
平成29年３月31日　残高	1,574	△5	1,569	14,894

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 西　野　聡　人 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 高　﨑　　博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　野	聡　人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　﨑	博	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

極東貿易株式会社　監査役会

常勤監査役　蓮実輝夫　㊞

常勤監査役　大内晋　㊞

社外監査役　田辺信彦　㊞

社外監査役　荒井卓一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来に向けた事業展開のため、財務体質と経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めるとともに、収益動向などを総合的に勘案し、業績に相応した配当を実施することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金７円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は226,203,684円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月22日といたしたいと存じます。

なお当事業年度の配当金を金７円とすることで、前事業年度に比べ１株当たり１円増額となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第２項を変更案第29条第２項のとおり変更するものであり、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更の内容につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	
第１条　（条文省略）	
（目的）	
第２条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（本店の所在地）	
第３条　（条文省略）	
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会	１．取締役会
２．監査役	２．監査等委員会
３．監査役会	（削　　除）
４．会計監査人	３．会計監査人
（公告方法）	
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	
第６条　（条文省略）	
（取締役会決議による自己の株式の取得）	
第７条　（条文省略）	
（単元株式数）	
第８条　（条文省略）	
（単元未満株式についての権利）	
第９条　（条文省略）	
（単元未満株式の買増し）	
第10条　（条文省略）	第６条～第12条　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	
第11条　（条文省略）	
（株式取扱規程）	
第12条　（条文省略）	
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（株主総会の招集）	
第13条　（条文省略）	
（定時株主総会の基準日）	
第14条　（条文省略）	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集権者および議長） 第15条　（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　（条文省略） （決議の方法） 第17条　（条文省略） （議決権の代理行使） 第18条　（条文省略） （議事録） 第19条　（条文省略）	第13条～第19条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数および選任） 第20条　① 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会においてこれを選任する。 （新　　設） ② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 ③ 取締役の選任は、累積投票によらない。	（員数および選任） 第20条　① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。 ③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任し、選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 ④ （現行どおり）
（任期） 第21条　① 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。 （新　　設）	（任期） 第21条　① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　　除） ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第23条　取締役会はその決議によって社長を選定し、会長を１名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第23条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長を選定し、会長を１名、副会長および副社長各若干名を選定することができる。
（分掌） 第24条　①　社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。 ②　副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐し、会社の日常業務を処理する。社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、副社長、専務取締役および常務取締役がその職務を代行する。	（分掌） 第24条　①　（現行どおり） ②　副社長は、社長を補佐し、会社の日常業務を処理する。社長に差支えがあるときは、副社長がその職務を代行する。
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第26条　（条文省略）	第26条～第27条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会規程） 第27条　（条文省略）	
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役の責任免除） 第28条　①　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　①　（現行どおり）
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、６百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、６百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会 （員数および選任） 第29条　①　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会においてこれを選任する。	（削　　除） （削　　除）
②　前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第30条　①　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。	（削　除）
（常勤監査役） 第31条　監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第34条　①　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、６百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知）
	第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。
（新　　設）	（常勤監査等委員の選定）
	第31条　監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	（監査等委員会規程）
	第32条　監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。
第６章　計算	第６章　計算
（事業年度）	
第35条　（条文省略）	第33条～36条　（現行どおり）
（剰余金の配当の基準日）	
第36条　（条文省略）	
（中間配当の基準日）	
第37条　（条文省略）	
（配当金の除斥期間）	
第38条　（条文省略）	

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（８名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	三戸純一（みとじゅんいち） （昭和25年12月３日生）	昭和49年４月　当社入社 平成14年４月　新素材部長 平成17年６月　理事 新素材部長 平成18年４月　理事 新素材部長兼医療・生活機材販売室長 平成19年６月　執行役員 素材グループ長 メディカル・メディアシステム部長 平成21年６月　取締役 平成23年４月　常務取締役 平成25年４月　常務取締役 営業統括本部長 平成25年６月　代表取締役社長 営業統括本部長 平成29年４月　代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長（現）	66,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長を歴任し、当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性、経営者としての豊富な経験および識見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値のさらなる向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>よしかわただし
吉川忠志
（昭和24年12月30日生）</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成14年７月　産業機械部長
平成17年６月　理事 産業機械部長
平成19年６月　上級理事
平成21年６月　執行役員 産業・資源グループ長
平成23年４月　執行役員
平成23年６月　取締役
平成25年４月　常務取締役 海外事業統括グループ担当
平成29年４月　取締役副社長 副社長執行役員 海外事業統括グループ担当（現）
（重要な兼職の状況）
極東貿易（上海）有限公司　董事長</td><td>39,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社の常務取締役及びグループ会社社長としての経験と当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>まついしゅういち
松井秀一
（昭和31年１月10日生）</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成19年12月　電子機器部長
平成21年10月　特機システム部長
平成22年６月　執行役員 電子・計装グループ長 特機システム部長
平成23年４月　執行役員 電子・計装グループ長
平成25年６月　取締役執行役員 電子・計装グループ長
平成29年４月　（現）取締役 常務執行役員 電子・計装グループ長（現）
（重要な兼職の状況）
ABB日本ベーレー株式会社 代表取締役</td><td>16,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、主に電子・制御システム関連事業に従事し、電子機器部長、特機システム部長、電子・計装グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。関連会社であるABB日本ベーレー株式会社の代表取締役を兼職しており、また、グループを統括する経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	おかだ よしや 岡田義也 （昭和32年4月25日生）	昭和59年４月　当社入社 平成15年４月　情報・環境機器部長 平成17年６月　KBK Europe GmbH総支配人 平成21年10月　産業システム部長 平成23年４月　執行役員 産業・資源グループ長 産業システム部長 平成24年４月　執行役員 産業・資源グループ長 平成25年４月　執行役員 産業・資源グループ長兼国内子会社統括グループ長 平成25年６月　取締役執行役員 産業・資源グループ長兼国内子会社統括グループ長 取締役 常務執行役員　産業・資源 平成29年４月　グループ長兼国内子会社統括グループ長(現)	18,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に基幹産業関連事業に従事し、情報・環境機器部長、産業システム部長、産業・資源グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。また、当社ドイツ現地法人で総支配人を務めているなど海外での経営経験も有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		
5	とまべち のぶき 苫米地信輝 （昭和33年３月11日生）	昭和57年４月　当社入社 平成18年６月　経理部長 平成18年７月　経理部長兼関連会社室長 平成23年４月　執行役員 管理企画グループ長 関連会社室長 平成25年４月　執行役員 管理企画グループ長 グループ企画室長 平成28年６月　取締役執行役員 平成29年４月　取締役 常務執行役員 管理企画グループ長 グループ企画室長(現)	15,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、管理部門業務に従事し、経理部長、関連会社室長、管理企画グループ長を務めるなど、経理・財務業務および管理業務全般に豊富な経験と実績を有しております。また、当社米国現地法人での勤務経験もありグローバルな視野を有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	齋藤壽士（昭和24年11月28日生）	昭和50年４月　当社入社 平成９年７月　KBK GmbH（現KBK Europe GmbH）支配人 平成14年６月　人事部長 平成16年８月　人事総務部長 平成17年６月　理事 人事総務部長 平成21年６月　執行役員 管理企画グループ長 人事総務部長 平成23年４月　執行役員 平成23年６月　取締役 平成25年４月　常務取締役 管理統括本部長 平成27年６月　取締役(現) （重要な兼職の状況） エトー株式会社 代表取締役社長	50,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の常務取締役及びグループ会社社長としての経験と当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	釜和明（かまかずあき） （昭和23年12月26日生）	昭和46年７月　石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 平成16年６月　同社 執行役員 財務部長 平成17年４月　同社 常務執行役員 平成17年６月　同社 取締役 平成19年４月　同社 代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者 平成24年４月　同社 代表取締役会長 平成25年６月　当社取締役（現） 平成28年６月　株式会社IHI 相談役(現) 平成28年７月　住友生命保険相互会社 社外取締役(現) （重要な兼職の状況） 株式会社IHI 相談役 公益財団法人 財務会計基準機構 代表理事 理事長 中央職業能力開発協会 会長 日本精工株式会社 社外取締役 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由】 株式会社IHIの社長やその他各種団体の要職を歴任され、経済社会で活躍の経験も長く見識も高いため、大所高所からの意見、独立した立場からの客観的な意見を頂くために、社外取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	※ さとう　まさはる 佐藤　匡玄 （昭和34年1月9日生）	昭和58年４月　当社入社 平成17年６月　プラスチック部長 平成21年６月　執行役員 素材グループ長 兼プラスチック部長 平成21年７月　執行役員 素材グループ長（現）	6,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、産業素材関連事業に従事し、プラスチック部長、素材グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。海外勤務も経験していることに加え、顧客との調整、折衝のため海外における業務経験も多く、これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．釜和明氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
① 社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実
釜和明氏は、平成22年6月から株式会社IHIの代表取締役として平成28年６月から相談役、平成26年６月から現在まで日本精工株式会社及びコニカミノルタ株式会社の社外取締役、平成28年７月から住友生命保険相互会社の社外取締役を兼務しておりますが、いずれの会社についても該当事実はありません。
② 釜和明氏は、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時まで、５年が経過しております。
③ 当社は、釜和明氏と責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
５．当社は、釜和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、今般選任されたときは独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大内　晋（おおうち　すすむ） （昭和30年５月１日生）	昭和57年４月　当社入社 平成15年４月　事業企画部長 平成17年６月　理事　事業企画部長 平成24年４月　理事 平成24年６月　常勤監査役（現）	22,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、長年にわたる経理・財務・企画等の業務を通じて、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査機能の強化に加えて企業価値の向上への貢献が期待されるため候補者とするものであります。		
2	田辺信彦（たなべ　のぶひこ） （昭和22年２月２日生）	昭和49年４月　弁護士登録(現) 昭和53年６月　田辺総合法律事務所開設(現) 平成８年４月　第一東京弁護士会　副会長 平成15年４月　日本弁護士連合会　常務理事 平成17年５月　東京都弁護士協同組合　専務理事 平成17年６月　当社監査役(現) 平成21年５月　全国弁護士協同組合連合会　専務理事 東京都弁護士協同組合　副理事長 平成23年５月　全国弁護士協同組合連合会　副理事長 平成24年10月　株式会社綜合臨床ホールディングス　社外監査役 平成26年６月　KYCOMホールディングス株式会社 社外監査役(現)	－
	【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたる弁護士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、特に弁護士の視点での監査機能の強化と企業価値の向上への貢献が期待されることから、社外取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	あらいたくいち 荒井卓一 （昭和22年５月30日生）	昭和49年11月　アーサーヤング会計事務所入所 昭和55年10月　公認会計士登録（現） 昭和60年９月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 平成８年６月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成21年６月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）顧問（平成22年１月退任） 平成22年６月　三井住友海上火災保険株式会社社外監査役（現） 平成28年６月　当社監査役就任(現)	－
	【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、特に会計の視点での監査機能の強化と企業価値の向上への貢献が期待されることから、社外取締役候補者とするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田辺信彦氏及び荒井卓一氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

① 社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為

田辺信彦氏は、平成24年10月から株式会社綜合臨床ホールディングス、平成26年6月からKYCOMホールディングス株式会社の社外監査役を務めておりますが、該当事実はありません。

荒井卓一氏は、平成22年6月から三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役を務めておりますが、該当事実はありません。

② 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

田辺信彦氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しておられ、また他社における社外監査役としての経験も有しておられることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。

荒井卓一氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しておられ、また他社における社外監査役としての経験も有しておられることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。

③ 当社は、大内晋氏、田辺信彦氏、荒井卓一氏が原案通り選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

４．当社は、田辺信彦氏、荒井卓一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額 決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成19年6月19日開催の第87回定時株主総会において、年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、うち、社外取締役分として年額20百万円以内としてご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額360百万円以内（内、社外取締役分は20百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名(内、社外取締役１名)でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は８名（内、社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額 決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

極東貿易株式会社第97回定時株主総会

会　場　ご　案　内

東京証券会館８階ホール
東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
TEL 03（3667）9210

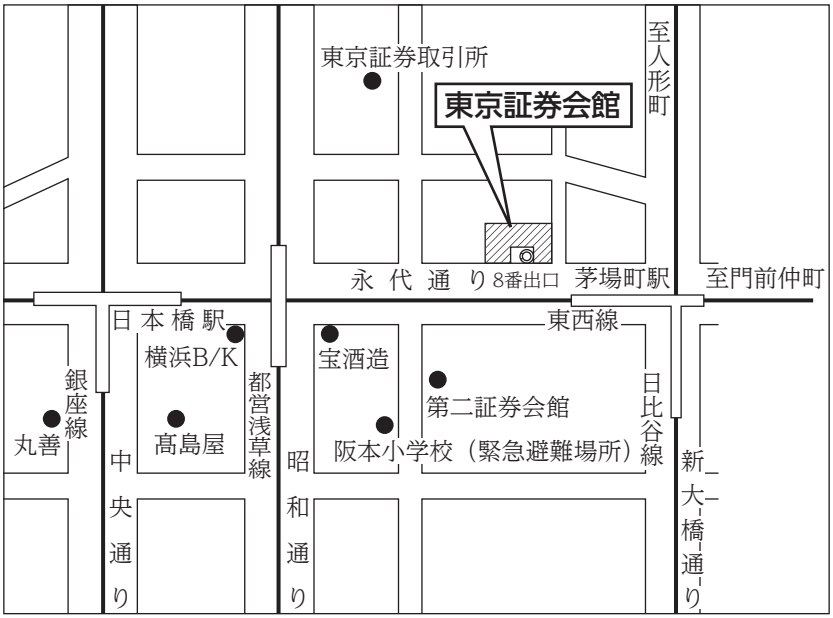

地下鉄　東西・日比谷線茅場町駅
中央改札口　地下道出口８番

お願い: 誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。